

■ 「いい歯東京」（第一次改定）素案への意見照会の結果

● パブリックコメント

- ・期間 令和5年12月26日（火曜日）から令和6年1月24日（水曜日）まで
- ・対象 都民
- ・結果 0件

● 区市町村意見照会

- ・期間 令和5年12月26日（火曜日）から令和6年1月24日（水曜日）まで
- ・対象 区市町村
- ・結果 2件



No.	自治体	意見要旨	都回答
1	多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の歯科診療所では、障害の特性によっては対応できる歯科医師が少なく、定期健診や歯科治療に結び付かないとの訴えがあり、苦慮している。 ・ 一自治体では、障害児・者に対応できる歯科医師を確保することは難しいため、東京都として積極的に人材育成や医療提供体制の構築に取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在、都では、身近な地域において、障害者に対して定期的・継続的に口腔健康管理を行う歯科医師等の育成に取り組んでいます。 ➤ また、障害の状態により、地域では治療が難しい場合に、より専門的な歯科医療を受けることができるよう障害者歯科医療提供体制の整備・充実を推進していきます。
2	練馬区	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーラルフレイルの予防による口腔機能の低下を防止するためには、口腔機能の維持（向上）に関する知識の啓発が重要である。 ・ 国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（歯・口の健康づくりプラン）」では、「壮年期からの将来的なオーラルフレイルの予防のための口腔機能の維持（向上）についての知識の啓発」について記載されている。 ・ 都の計画には、その点の記載がないが、指標として「何でもかんで食べることができる者の割合」が定められている。 ・ ついては、「成人期（18歳～64歳）」の部分に「壮年期からの将来的なオーラルフレイルの予防のための口腔機能の維持（向上）についての知識の啓発」を記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」では、成人期を18歳～64歳と定義しており、成人期に対しては、口腔ケアの知識や歯周病予防の大切さ、かかりつけ歯科医を持ち定期的に受診する重要性を普及啓発していきます。 ➤ 特に青年期（18歳～30歳）に対しては、かかりつけ歯科医を持つ方が少ないこと等の状況を踏まえ、本人に加えて、学校や企業側の歯科口腔保健への意識や行動変容を促していきます。